

離婚時の厚生年金分割制度について

近年、中高齢者等の離婚件数が増加している中、現役時代の男女の雇用格差・給与格差などを背景に、離婚後の夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあるという問題が指摘されていました。このような事情を考慮して、平成16年の年金制度改正により、離婚等をした時に厚生年金の保険料納付記録(注)を当事者間で分割することができる制度が導入されました。(離婚時の厚生年金分割制度) この厚生年金分割制度は、平成19年4月1日から実施される合意分割制度と、平成20年4月1日から実施される3号分割制度があります。

(注) 厚生年金の保険料納付記録は、厚生年金保険料の計算の基準になるとともに、老齢厚生年金等を受けるときに、その年金額の計算の基準になります。

【合意分割制度】

合意分割制度は、次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

- ★平成19年4月1日以後に離婚した方や事実婚関係を解消した方など
- ★当事者間の話し合いや裁判手続きにより年金分割の割合(上限50%)を定めたこと
- ★請求期限(原則として離婚等の翌日から2年)を経過していないこと

*この制度により分割される保険料納付記録は、「婚姻期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

【3号分割制度】

3号分割制度は、次の条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつに分割することができる制度です。

- ★平成20年4月1日以後に離婚した方や事実婚関係を解消した方など
- ★平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者であった期間があること

*この制度により分割される保険料納付記録は、平成20年4月1日以後の「第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

保険料納付記録を当事者間で分割した後は、分割後の保険料記録に基づき、それぞれ老齢厚生年金や障害厚生年金等の年金額が計算されます。ただし、分割を受けた方が分割後の記録に基づく年金を受けるには、ご自身の保険料納付記録等によって受給資格期間をみたしていることが必要です。

◎ 詳しくは、最寄りの各社会保険事務所や岡山年金相談センター（来訪相談専用）

又は『ねんきんダイヤル 0570-05-1165』へお問い合わせください。